

日本ダウン症療育研究会会則

第1条（名称及び事務局）

本会は日本ダウン症療育研究会と称し、事務局を近畿大学医学部小児科内におく。

英文名称を The Japanese Society for Clinical Research on Physical and Cognitive Development in Children with Down Syndrome(JSPCDDS)とする。

第2条（目的）

本会は、ダウン症児の療育と家族の良好な関係を構築する研究を進め、その結果を日常の診療に活かし、会員相互の交流を通じて社会に貢献することを目的とする。

第3条（事業）

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 原則として年2回、研究会を開催し、会員による研究発表をはじめ、講演などを行う。
- (2) 総会は年1回開催し、事業報告、会計報告などを行う。
- (3) 年1回の研究会誌を発行する。

本研究会誌に掲載された論文の著作権(著作権法第27条、同28条に定める権利を含む)は、本研究会誌に査読を経た最終原稿が投稿された時点から日本ダウン症療育研究会に帰属する。投稿規定は別途定める。査読は幹事で構成する編集委員会にて行う。

- (4) 発達相談員を養成するセミナーを適宜開催する。
- (5) 病院小児科スタッフによる育児不安サポートシステム、作業部会を設置する。
- (6) その他、本会の目的を達するために必要な事業を行う。
- (7) 会則第3条第4項の目的のために、本会に「ダウン症赤ちゃん体操指導員養成コース」を設けることができる。別途内規を定めて運用する。

第4条（会員）

本会に入会を希望する者は、住所・氏名・職業などを明記して、本会事務局に申し込むこととする。

会員は本会の目的達成に協力し、年会費 3,000 円を払わなければならない。また、賛助会員を募ることができる。

第5条（役員）

本会には会長1名、幹事若干名、監事2名以内を置く。

- (1) 会長は会務を統括し、会を代表する。会長の選出は評議員会がこれを行う。
- (2) 幹事は会長を助け、幹事会を構成し会務を執行する。幹事は会長が評議員会に諮り決定する。
- (3) 監事は評議員会において選出し、会の会計を監査する。
- (4) 監事は研究会の業務・運営を監査する。
- (5) 評議員会は会員の投票により選出し、事業計画、会の収支・予算・決算及びその他重要な事項について審議する。
- (6) 役員及び評議員の任期は2年とし、再選できる。
- (7) 本会に名誉会長、名誉会員を置くことができる。任期は定めない。

第6条（その他）

本会は寄附を受け付けることができる。

本会の事業年度は学年暦（4月1日～翌年3月31日まで）とする。

本会則の改正は総会の議をへて行うことができる。

本会には細則、附則を設けることができる。

附則

この会則は平成18年4月1日から施行する。

この会則は平成22年6月26日に改訂した。

この会則は平成25年6月29日に改訂した。

この会則は平成28年7月9日に改訂した。

この会則は平成29年7月22日に改訂した。

この会則は平成30年7月21日に改訂した。

当面は幹事会が評議員会を兼ねる。

「ダウン症赤ちゃん体操指導員養成コース」に関する内規 平成 19 年 2 月 17 日

「日本ダウン症療育研修施設」に関する内規 平成 19 年 2 月 17 日

「指導員」に関する内規 平成 19 年 2 月 17 日

役員

会長	玉井 浩	(大阪医科薬科大学)
幹事	小野正恵	(東京通信病院)
	篠原 徹	(近畿大学) (事務局長)
	杉村真由美	(兵庫県立尼崎総合医療センター) (庶務担当)
	高瀬悦子	(金沢医科大学病院)
	土井 拓	(天理よろづ相談所病院)
	南部光彦	(なんぶ小児科アレルギー科)
	西久保敏也	(奈良県立医科大学)
	野中路子	(兵庫県立こども発達支援センター)
	植田紀美子	(関西大学 人間健康学部)
	山田みどり	(くまもと江津湖療育医療センター) (50 音順)
監事	児玉荘一	(兵庫県立こども病院)
	福岡希代子	(医療法人社団高原クリニック)

細則

(1) 賛助会員

個人の場合は 1 万円、法人の場合は 3 万円とする。研究会誌に広告を掲載する場合は別途料金を受け付ける。

(2) 退会

年会費を 3 年間滞納した場合は原則退会とする。

(3) 名誉会員規定

第 1 条 日本ダウン症療育研究会に著しく貢献した会員は、名誉会員に推挙される資格がある

第 2 条 名誉会員は幹事 2 名以上によって推薦され、幹事会の承認を得て推挙される

第 3 条 名誉会員に推挙された者は本会の役職を免除する

第 4 条 名誉会員の年会費は免除する

(4) 名誉会長規定

第 1 条 日本ダウン症療育研究会会長ならびに研究会に特別な貢献をした会員は、名誉会長に推挙される資格がある

第 2 条 名誉会長は幹事 2 名以上によって推薦され、幹事会の承認を得て推挙される

第 3 条 会長であった者が名誉会長に推挙された場合は、本会の会長の役職を免除する。また、会長以外の幹事や一般会員であった者は、本会のすべての役職を免除する

第 4 条 名誉会長の年会費は免除する